

# 休業対応応援共済が事業所の事業再開を応援します!

作業場や店舗などが災害にあわれたとき、損害は建物や商品だけでなく、休業中の粗利益も失われてしまいます。休業対応応援共済は人件費等の固定費を賄うための利益を補償します。

## 休業対応 応援共済 の特長

- 火災、台風、雪災などの災害だけでなく、地震による事業活動の完全休止に対応します。
- 共済金は、事業再開までの、従業員への賃金の支払い、復旧までの当座の資金などに充当できます。
- 製造業の作業場や小売業、卸売業、サービス業等の店舗等の「事業用建物」を対象としています。

## 休業 共済金をお支払いする事由

次のいずれかに該当する災害によって対象となる建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したために生じた損失に対して共済金をお支払いします。



など、安心をご提供いたします。

### 共済金のお支払いとなる事例

- 地震で基礎や壁の一部が壊れ、20日間休業し、営業を再開した。
- 火災で建物が全焼となり、半年後に近所の空店舗に移転し、事業再開した。
- ゲリラ豪雨により川が溢れ、店内に溢れた水が浸入し床上浸水。14日間は仮設営業し、その後通常営業を再開した。
- 給排水管の破裂により内壁などが水濡れ。6日間休業し、営業を再開した。

～共済金の使い道は多岐にわたります～

## 休業時の様々な資金としての活用ができ、事業再開を応援します!

- 従業員への給与
- 仕入先への代金の支払
- 仮設店舗への移転費用や諸費用
- 機械などのリース費用
- 個人事業主の生活費
- 営業再開の案内状や広告(チラシ)作成 等

## 休業 お支払いする共済金について

契約の建物(共済の対象建物)が「全損」もしくは「一部損」となり、事業が完全に休止した場合、次の共済金をお支払いします。

損害額が契約の建物の評価額の80%以上 **全損応援共済金**

約定日額 × 休業日数

損害額が契約の建物の評価額の80%未満 **一部損応援共済金**

約定日額 × 休業日数

●共済金は、最大3回に分けてお支払いします。

- 1回目 全損認定後  
全損応援共済金のうち30%
- 2回目 事故日から3か月経過後  
全損応援共済金のうち20% (累計支払割合50%)
- 3回目 事業再開後  
全損応援共済金のうち50% (累計支払割合100%)



- 事故日からその日を含めて定休日を除いて4日以上連続して休業した場合にお支払いします。
- 休業日数は契約時に約定した約定日数(30日・60日・90日のいずれか)を上限とします。

## 共済金のお支払い例

約定日額 3万円・全損約定日数 150日・  
一部損約定日数 60日の場合(休業日数 60日)

全損応援共済金

全損時

3万円 × 150日 = 450万円

一部損応援共済金

一部損時

3万円 × 60日 = 180万円

## 共済掛金の計算方法

- 1 約定日額の設定 **約定日額(A万円) = 粗利益額(年間) ÷ 営業日数 × 0.7以内**  
●約定日額は四捨五入して1万円単位で設定します。 ●営業日数には半日営業や短時間営業も含めず、●事業用建物が複数棟ある場合、粗利益額は建物ごとに設定します。
- 2 構造級別(a級・b級)を判定
- 3 全損約定日数および一部損約定日数の設定  
●全損約定日数: 定休日を除いた6か月の営業日数を上限として90~180日の間で10日刻み  
●一部損約定日数: 30日、60日、90日のいずれかの日数
- 4 共済掛金の算出 **共済掛金 = 約定日額1万円あたりの共済掛金(\*) × A(万円)** (※)2.3に基づいた共済掛金

共済期間

共済期間は1年で共済掛金の振替日の属する月の初日(共済期間開始の日)の午後4時から翌年の応当日の午後4時までとします。

共済掛金の  
払込方法

キャッシュレス

共済掛金の払込方法は、年一括払いかつご指定の金融機関の口座からの引落としとなります。